

## 舞鶴市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、その結果を同条第9項、措置状況を同条第12項の規定により公表する。

平成30年3月30日

舞鶴市監査委員 尾関 善之

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

### 記

#### 1 監査の対象

- (1)内 容 市が事務を行う任意団体
- (2)部 署 29年度定期監査の対象課（政策推進部、総務部、産業振興部、建設部及び上下水道部）

#### 2 監査の期間

平成29年10月10日から平成30年3月19日まで

#### 3 監査の目的

当該団体に関する事務の執行の適正性や最少の経費で最大の効果をあげているかどうか、更に効率性や明瞭性の向上が可能かを検証することを目的として実施した。

#### 4 監査の方法

提出された書類の調査及び関係職員から事情聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。

#### 5 監査の結果等（詳細は、別紙の結果報告書兼措置状況通知書のとおり）

概ね適正に事務処理がなされていたが、一部の団体において、要綱への会計処理に関する事項等の記載が不十分なものや、事業収支決算書と出入金の記録の整合性が確認できないものが見受けられたので、改善に努められたい。

行政監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・監査対象 市が事務を行う任意団体
- ・監査期間 平成29年10月10日～平成30年3月19日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○舞鶴市農業振興協議会について（農林課）</p> <p>・前回の定期監査でも指摘したが、ウェブサイトの維持管理費を支出しながら、平成25年度以降ホームページの更新がなされていない。補助事業であることに留意のうえ、有効な活用を検討されたい。</p>	<p>簡易的な更新作業が行えるよう改善しましたので、最新の内容に更新し、利用価値のあるホームページに改善します。</p>
<p>○まいづる赤れんが地場産市場実行委員会について（農林課）</p> <p>・前回の定期監査でも指摘したが、事業の余剰金を負担金の支出団体へ還付する際、受け入れた負担金の額で按分のうえ、それぞれの還付金額を算出しているが、本実行委員会の要綱に、この方法による旨が記載されていない。経費の精算について規定することにより、根拠を明らかにされたい。</p>	<p>平成24年度から開催した本イベントは、平成29年度を以って終了しました。今後、同様の事業を実施する際には、指摘事項に留意いたします。</p>
<p>○赤れんがフェスタin舞鶴実行委員会について（観光商業課）</p> <p>(1) 事業収支の決算額と通帳の入金及び出金の合計額が一致しておらず残金が生じている。補助金を追加で返還されたい。</p> <p>(2) 領収書が添付されていないものが見受けられる。支出の証拠書類であることから、適正に保管されたい。</p>	<p>(1) 残金については、速やかに市の会計に返還いたします。</p> <p>(2) 領収書の保管について徹底いたします。</p>